

「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態変更」 にかかわるパブリックコメントを実施します

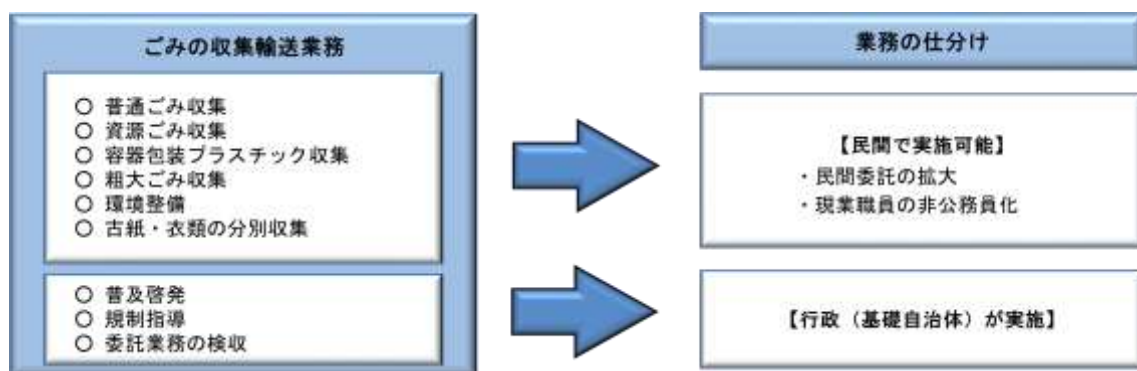
本市では家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態を変更し、事業の民間化と現業職員の非公務員化を同時に実現することをめざしています。

現在、家庭系ごみ収集輸送事業を担う新会社の設立事業者を公募するにあたって、各種条件等の検討を進めており、経営形態変更の考え方について、広く市民の皆さまからのご意見をいただくため、パブリックコメントを平成 25 年 8 月 12 日（月）～9 月 11 日（水）に実施します。

1. これまでの経過

(1) 府市統合本部における基本的方向性

本市では、家庭系ごみ収集輸送事業について、平成 24 年 6 月 19 日に開催された第 14 回府市統合本部会議において、「民でできることは民で」の視点から経営形態の見直しに係る基本的方向性を取りまとめ、平成 26 年度中の本事業の民間化と現業職員の非公務員化をめざすこととしました。



※基本的方向性（H24.6.19 府市統合本部会議）

民間活用を主体とした受皿組織を設立して現業職員を移管し、非公務員化を図る。

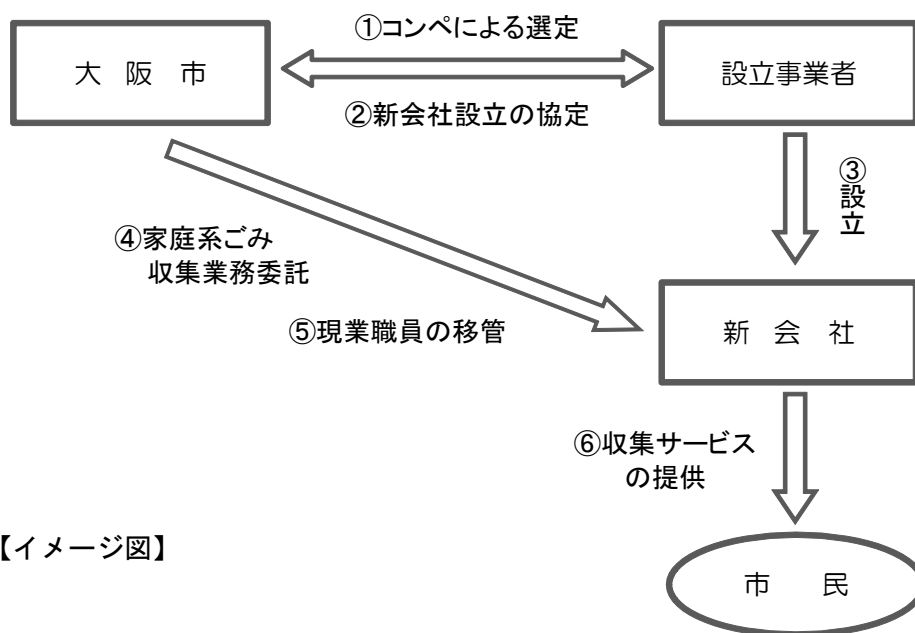
(2) 「経営形態変更に係る方針(案)」の策定

府市統合本部で打ち出された基本的方向性を実現するための課題や手法について、弁護士や公認会計士といった外部の専門家の参画を得て、平成 24 年 8 月、環境局内に設置した「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係るプロジェクトチーム」において検討を進め、平成 25 年 4 月に「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態変更に係る方針(案)」(以下「方針(案)」という。)としてまとめました。

ごみ収集輸送事業は市民生活になくてはならない重要な都市基盤サービスのひとつであるとともに、最終的な処理責任は、廃棄物処理法により市に課されています。方針(案)では、本事業が安定的かつ継続して実施されるようその責務を果たしつつ、本事業の民間化と非公務員化を同時に達成する手法として、各種の民間化事例を参考に新会社を設立することとしました。

2. 事業者公募の概要

ごみ収集輸送業務を受託する会社は、民間出資により新たに設立される会社を想定しています。公募型コンペ(設計競争)方式で設立主体となる事業者を選定して協定を結び、選定事業者が協定に基づき設立した新会社と本市の間で 5 年間の家庭系ごみの収集輸送業務にかかる委託契約を締結することとします。また、新会社は、現在ごみ収集に従事している本市現業職員を受け入れることを前提としています。



【イメージ図】

3. 新会社への委託事業

経営形態の変更によりまして、家庭から出されるごみの収集は、民間出資により設立された新会社に対して、本市から業務を委託して実施していくことになります。

家庭から出されるごみの各種の収集サービスは、基本的に現行どおりの内容で、本市から新会社に指示して実施します。

- ◇ 普通ごみをはじめ資源ごみ等の各種分別ごみの収集を、本市から新会社へ業務委託します。収集には、本市から転籍した職員が中心となって従事することとなり、収集頻度、排出場所等の変更はありません。ただし、新会社への業務委託に伴い、収集コースの調整等による収集曜日・時間帯の変更の可能性があります。(変更がある場合には、事前にお知らせします。)
- ◇ ごみの収集の際、おとしよりだけの世帯、障害のある方が居住されているご家庭で、ごみの持ち出しが困難な方々を対象に、ご家庭までごみの収集にうかがうサービスとして実施しているふれあい収集についても、新会社に業務委託し、現行どおりの内容で継続します。
- ◇ 粗大ごみ収集は、収集受付センターにお申込みいただくことに変更はありませんが、収集については、平成 26 年 4 月より全市において、新会社とは別の民間の収集事業者へ業務委託する予定です。(現在、17 区において民間委託実施中、平成 26 年度に全市実施予定。)
- ◇ 一方、本市が、主に事業系ごみを対象として、有料で収集している事業(継続・臨時)は、民間事業者(一般廃棄物収集運搬許可業者)で対応できることから、本市の委託事業としては行わず、既存の民間事業者で収集いただくこととなります。(排出者から直接、一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼し、契約していただくこととなります。)

※ 家庭ごみ収集の有料化について

経営形態の変更に伴って、新会社のごみ収集を有料化するのではないかと懸念される声をお伺いすることがあります。しかし、家庭ごみ収集の有料化につきましては、新会社が独自の判断で実施できるものではなく、処理責任が課されている本市において実施の是非を判断するものであり、今回の経営形態の変更とは関連するものではありません。

※ 普及啓発や規制指導業務について

ごみ減量や分別指導などの普及啓発業務をはじめ、排出事業者や一般廃棄物収集運搬許可業者に対する規制・指導業務、委託業務の検査など公権力の行使を伴う業務は、引き続き行政として体制を確保して実施していきます。

4. 本市保有資産の活用

- ◇ 現在、家庭ごみ収集の拠点として、市内に 11 か所の環境事業センター（出張所を含む）があります。これら環境事業センターの建物、施設については、新会社に有償貸与することとします。
- ◇ また、現在使用している収集車両については、新会社のニーズに応じて売却する予定です。

5. 事業者の選定

- ◇ 家庭ごみの収集輸送事業は、市民生活になくてはならない重要な都市基盤サービスのひとつであり、事業の安定性・継続性を確保しなければなりません。そのためには、新会社を設立する事業者を公募するにあたって、新会社が将来(5年後)の完全民間開放の際に競争力を持ちうるように、ごみ収集輸送事業にかかるノウハウを蓄積し、経営基盤安定化のための事業戦略（収益性、成長性）の展望をもつ事業者を求める必要があります。そういった要素を含めて、コンペ（設計競争）方式によって事業者を選定してまいります。
- ◇ 選定した事業者が設立した新会社との間で、5年間の家庭ごみ収集輸送業務の委託契約を結びます。
- ◇ 5年経過後は、市場の完全民間開放を実施し、新会社も一事業者として競争入札に参加することを想定しています。
- ◇ 新会社は、本市現業職員の移管（転籍）を引き受けることを前提とします。

6. 非常時の対応

- ◇ 大規模災害の発生など緊急時については、新会社に対して、本市から臨機応変な対応を直接指示します。

- ◇ 新会社が経営悪化等に陥るリスク対策についても、設立事業者を厳正に審査するとともに、万一の場合には、設立事業者が責任を持って対処するもしくは、新会社同士がカバーしあえるなど、万全な体制を構築していきます。

7. 今後の予定

今回のパブリックコメントで寄せられた市民の皆様からのご意見等を参考にしながら、新会社の設立主体となる事業者の公募要項を策定し、議会のご意見もいただいた上で平成 25 年秋（11 月）頃に公募を開始する予定としています。

公募開始後は、事業者からの提案、審査等の手続きを経て、平成 26 年 2 月頃に事業者を選定し、設立された新会社による収集は平成 26 年度央から開始する予定にしています。